

世代間の支え合い



年金特集号

国民年金に関するお問い合わせは下記どうぞ！

年金相談に関する一般的なお問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

〔050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165(一般電話)〕

国民年金加入者向け

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)

〔050で始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525(一般電話)〕

土岐市役所 保険年金課 保険年金係

☎ 0572-54-1111 (内線122・123)

公的年金制度について

公的年金制度は、高齢になったときや障害や死亡といった万が一のときに経済的な支えとなる社会保障制度の一つで、現役世代が納める保険料が受給世代の給付を支える「世代間の支え合い」の仕組みになっています。

国民年金に加入する人

国民年金は、原則として日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが、国籍に関係なく加入することになっています。日本の公的年金制度は2階建て構造になっており、1階部分の国民年金(基礎年金)は、加入者の職業等によって、第1号・第2号・第3号の3つの種別に分けられます。



届出が必要なとき

次のようなときには届出が必要です。

現在の種別	こんなとき	変更後の種別	届 出 先
第1号被保険者 (自営業・学生など)	就職したとき	第2号被保険者	勤務先
	配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者 (会社員・公務員など)	退職したとき	第1号被保険者	土岐市役所 オンライン可
	退職して配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者 (第2号被保険者に 扶養されている配偶者)	就職したとき	第2号被保険者	勤務先
	配偶者が退職したとき	第1号被保険者	土岐市役所 オンライン可
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなったとき	第1号被保険者	土岐市役所 オンライン可

◎国民年金加入者の出入国に関して

出入国(住所異動)に際しても、国民年金の手続きは必要です。特に出国の際には、国民年金をやめるか、任意加入するかを保険年金係までお知らせください。

年金の手続きは、原則本人しかできません。



注 意

マイナポータルから「ねんきんネット」を連携していただくと、**オンライン可** の手続きがご利用いただけます。(一部例外あり) P5ページへ

国民年金の給付は？

老後には

老齢基礎年金 **オンライン可**

- 保険料納付済期間や保険料免除期間などを合わせて10年(120月)以上ある方が、65歳から受けられます。
- 希望すれば受給開始の時期を繰上げ・繰下げすることもできます。
- 加入年金制度が国民年金のみの方・・・土岐市役所でもお手続きできます。

もしものときには

障害基礎年金

- 国民年金加入中(または国民年金の被保険者であった60歳から65歳未満の国内在住の方)や20歳前に初診日のある病気やけがにより、一定以上の障がいが残ってしまったときに受けられます。



遺族基礎年金

- 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある夫・妻」か「子」が受けられます。受けられる期間は、子が18歳になる年度末までです。(障がいがある場合は20歳まで)

寡婦年金

- 第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上ある夫が、老齢・障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで支給されます。(夫に生計を維持されており、婚姻期間が継続して10年以上あることが必要です。)

死亡一時金

- 第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)での保険料納付済期間が3年以上ある方が、老齢・障害基礎年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

※寡婦年金と死亡一時金はいずれか一つを選択します。



注意

いずれの年金も、請求しないと受けられません。

また、保険料に未納があると、年金を受けられないことがありますので、ご不明な点は事前にご相談ください。



注意

年金事務所へ来所される前にご予約ください。～年金相談予約制のお知らせ～

予約受付専用電話番号 0570-05-4890(ナビダイヤル)
 (050で始まる電話でおかけになる場合は03-6631-7521(一般電話))
 あらかじめお客様の基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

インターネット予約なら



スマートフォン・
携帯電話



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp-soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談

検索

カチッ

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do



保険料の納付に困ったときは？

納付に困ったときには、免除・納付猶予が受けられる制度があります。未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、万が一のときに受けられるはずだった障害年金や遺族年金を受けられなくなってしまう場合があります。

(2年1カ月前の分までさかのぼって免除申請ができます。)

■免除・納付猶予・学生納付特例制度について(各制度とも申請が必要です) オンライン可

免除制度

- ・全額免除
- ・4分の3免除
- ・半額免除
- ・4分の1免除

- 「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」の前年所得がいずれも一定基準額以下の場合に、保険料全額もしくは一部免除*が受けられます。
- 承認期間は7月から翌年6月までです。毎年の申請か継続申請が必要です。
※一部免除は、一部納付しないと未納扱いとなります。

納付猶予制度

- 50歳未満の方で、「申請者本人」と「申請者の配偶者」の前年所得がいずれも一定基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
- 承認期間は7月から翌年6月までです。毎年の申請か継続申請が必要です。

学生納付特例制度

- 学生の方で、「申請者本人」の前年所得が一定基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
- 承認期間は4月から翌年3月までです。毎年の申請が必要です。
- 学生証のコピーまたは在学証明書の添付が必要です。

※失業等により納付が困難な方は、特例免除を申請できます。

■追納

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、免除等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した時と比べて年金額が低額となります。しかし、この期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

○追納するときのポイント

- ・追納を希望する場合は、年金事務所で申し込みが必要です。
- ・10年前の分までさかのぼって納付できます。(古い期間の分から順に納めていただきます。)
- ・3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■国民年金の受給要件をみるときの違いについて

	免 除 ・全額免除 ・半額免除 ・4分の3免除 ・4分の1免除	納付猶予	学生納付特例	未 納
老齢基礎年金を受けるための資格期間	受給資格期間に入ります。 ※一部免除は、一部納付しないと未納扱いとなります。			資格期間に入りません。
受け取る老齢基礎年金額の計算では	一部反映されます。 (国庫負担分)	10年以内に追納しないと反映されません。		反映されません。
障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間	保険料を納付したときと同じ扱いになります。			受け取れない場合があります。

産前産後免除制度をご利用ください。

第1号被保険者の方は、出産を理由に国民年金保険料が一定期間免除されます。届出期限はありません。

■産前産後免除制度(届出が必要です。) オンライン可

産前産後 免除制度

- 出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。
※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。
- すでに免除手続きや納付をしても届出ができます。
(保険料を納付されている場合は後日お返しします。)

年金生活者支援給付金 オンライン可

令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたのに伴い、低所得者の負担軽減を目的として、年金生活者支援給付金が年金とは別に支給されます。受給中の方は、請求書の提出は不要です。新たな該当者には9月頃から請求書が送付されます。

■老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金

- 支給要件**
- ① 65歳以上の老齢基礎年金受給者であること
 - ② 同一世帯の全員が市民税非課税であること
 - ③ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が昭和31年4月2日以後生まれの方は889,300円以下、昭和31年4月1日以前生まれの方は887,700円以下であること。
(令和6年10月時点)

■障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金

- 支給要件**
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得(障害年金・遺族年金等の非課税収入は含みません)が4,721,000円(※扶養親族等の数によって増額)以下であること(令和6年度)



注意

年金生活者支援給付金は請求しないと受給できません。(現在受給中の方を除く)



ねんきんネットサービス

「ねんきんネット」は、これまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額、通知書の確認・再交付申請など、ご自身の年金情報をパソコンやスマートフォンで手軽に確認できるサービスです。

○マイナポータルと連携するとご利用いただけるお手続きはこちら

マイナポータルから利用者登録が必要になります。

マイナポータルはこちらから→
<https://myna.go.jp>



- ☐ 国民年金資格取得届の電子申請
- ☐ 付加保険料に関する電子申請
- ☐ 国民年金保険料口座振替の申出
- ☐ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の電子申請
- ☐ 国民年金保険料学生納付特例申請書の電子申請
- ☐ 国民年金保険料産前産後免除に関する電子申請

- ☐ 確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付
- ☐ 扶養親族等申告書の申請
- ☐ 老齢年金請求の電子申請 など

ねんきんネット

検索

カチッ

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット
専用ダイヤル」

☎0570-058-555(ナビダイヤル)
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1144)



保険料の納め方は？

国民年金保険料は 月額17,510円(令和7年度)です。

納付方法

納 付 書

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。(市役所では納付できません。)

※スマートフォンアプリを利用した電子決済やインターネットを利用した電子納付(ご利用の金融機関へお問い合わせください。)*クレジットカードでの定期的な立替納付もできます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

口座振替 **オンライン可**

年金事務所、金融機関、郵便局で申し込みが必要です。

■前納するとお得です。

保険料をまとめて前納すると、保険料が割引されます。(下図は令和7年度の年間の保険料です。)

	納付書/クレジットで納付	割 引 額	口座振替で納付	割 引 額
毎 月 納 付	210,120円	—	210,120円 (翌月末振替)	—
			209,400円 (当月末振替)	720円 (1月あたり60円)
6力月前納	208,420円 (104,210円×2)	1,700円	207,740円 (103,870円×2)	2,380円
1 年 前 納	206,390円	3,730円	205,720円	4,400円
2 年 前 納	409,490円	15,670円	408,150円	17,010円

- ・前納後、種別異動があった場合は、重複した月の保険料は還付等されます。
※過去に納め忘れのある月がある場合はその月に充当されます。
- ・納付書での前納を希望される場合は、年金事務所までご連絡ください。
※年度の途中からでも前納できます(割引額が変わります。納付期限がありますのでご注意ください)
- ・口座振替とクレジットカードでの前納には、申込期限がありますのでご注意ください。
詳しくはお問い合わせください。

■年金額を増やしたい方は

○付加年金 **オンライン可**

月々の保険料に**付加保険料(400円)**をプラスして納めると、老齢基礎年金の年額に付加年金を上乗せして受け取ることができます。65歳から2年間年金を受け取ることで、納めた保険料と同額となるためお得です。

付加年金受取額(年額)の計算式 **200円×付加保険料納付月数**

※加入には申し込みが必要です。国民年金基金加入中の方、第3号被保険者の方は申し込みできません。

○60歳からの任意加入

老齢基礎年金額を満額に近づけたい方・受給資格期間をあと少しで確保できる方は、60歳到達後も希望して加入することができます。ただし、申し込みされた月より前にさかのぼって加入することはできません。また、保険料の納付方法は原則として口座振替となります。

なお、65歳に達しても受給資格期間を確保できない方は、70歳になるまでの間で受給権を満たすまで加入できる「特例任意加入」があります。(昭和40年4月1日以前生まれの方)

※老齢基礎年金を受給している方、厚生年金加入中の方は加入できません。

一般的な年金相談
については

「年金ダイヤル」0570-05-1165
(050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165)